

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会)</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 観光スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>(常任委員会の所管)</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>観光スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア <u>観光スポーツ文化部</u>の所掌に属する事項</p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>(常任委員会)</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>(常任委員会の所管)</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア <u>スポーツ・文化部</u>の所掌に属する事項</p> <p>イ・ウ 省略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、スポーツ文教警察委員会委員に選任されている者は、観光スポーツ文教警察委員会委員に選任されたものとみなす。

議 案 説 明

県の機構改革に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものである。